

すなわち、まず第一に、巻頭に「史料解題[法令・文書]」が、書き加えられている。さしあたりは、本書の主題の範囲に関する法令・文書史料の解説に過ぎないのだが、この部分の重要性は強調してし過ぎることはないと思う。刊行された法令集の簡にして要を得た解説、判例や判決文の利用事情だけではなく、さらに文書史料事情について、「個人的な文書渉猟体験を交じえ」た、実にていねいな紹介がされている。これからの日本の研究者は、この解題によって優位な出発点を与えられることになろう。評者なども、あと数十年早くこの解題に接していたならば、19世紀エジプト研究にのめりこみ、人生が変わっていたかもしれない。

第二に、「付録」として、1830年の農業法、1842、43年の灌漑法、灌漑事業法、1842年勅令、1846年の第一土地法、1858年のサイド法の日本語訳が収録されたことである。そのいくつかはすでに発表済みのものとは言え、19世紀エジプトの社会経済史を論ずる場合に必ず言及されるこれらの主要法令が詳細な訳注つきで、アラビア語原典から直訳されて一挙に収録されたことの意義は大きい。本書は、これからの19世紀エジプト史研究者が座右に置くべき必須の史料集ともなっている。

その意味では、第三に、本書巻末の索引は、「統治機構」、「法・司法制度」のようなジャンル別の大項目のもとに、「中央統治機構」、「地方統治組織」のような中項目を立てて個々の語句を拾うという工夫を凝らしたものとなっており、使いやすい。さらに、巻末の翻訳、「19世紀エジプト土地・税関係法令年表」も貴重なものである。また、代表的な文書のコピーが収録されていることも、研究者への配慮を示すものと言えよう。

本書の構成と内容について若干紹介しておこう。全体は、第一部 近代エジプト土地制度史、第二部 エジプトにおける「私的土地所有権」の確立、第三部 近代エジプトにおけるさまざまな土地範疇、第四部 「私的土地所有権」の確立とエジプト社会、の4部構成となっている。19世紀エジプトの土地制度史の全体像の概観から始まり、基本シェーマとして研究史の中から提起されてきた、私的土地所有権の確立という問題に焦点を絞りこみ、事例研究を通じて、私的土地所有権の内実は、エジプト社会とりわけ村落における社会関係の実態から評価されるべきことを説く、というのが大まかな筋となろうか。著者は、これを、「近代エジプトにおいて、『私的土

加 藤 博

『私的土地所有権とエジプト社会』

創文社 1993.2 xxxiii+668+35 ページ

多少なりともエジプト近代史の研究に足を突っ込むものにとっては、加藤博氏の仕事は、その勇猛果敢な突撃ぶりと、危なげのない陣地構築、そしてスポーツマンシップに則った、といたくなるようなフェアな戦いぶりによって、つとに有名である。一九八〇年代に入るところから次々と発表され始めた彼の論文は、日本の中東研究の開拓者として悪条件と苦闘しつつ種をまいてきた加藤氏より上の世代にとっては、ようやく花開いて、日本の近代エジプト史研究を一挙に国際水準に引き上げる成果であった。そして後進にとっては、——評者のように、この戦線での戦いのあまりの激しさに怖じけずいて、一時退却ないし転進を決め込んだものがいたにしても——限りない励ましであった。

著者は、「お前はもう若くない」という天啓によって、急遽本書をまとめたという(本書「あとがき」665ページ)。一時は病を得て倒れることにもなった著者のエジプトでの仕事ぶりを知るものにとっては、このような天啓の必然性も理解できる。本書は、これまでの論文に新しい論文を一本加え、加筆修正によってまとめられたものであるが、それは、単に一書にまとめたというだけのものではなく、後進への配慮に満ちた研究の手引きともなっている。

地所有権」なる概念は一つのフィクションであった(「はしがき」iii ページ)、と要約している。

第一部は、I 近代エジプト土地制度小史、II ムハンマド・アリー統治下におけるエジプト村落社会——「農業法」の分析から——、III 一九世紀中葉におけるエジプト灌漑行政、という3つの論文からなる。読者はここで、法制史の根本資料である19世紀エジプトの土地制度関係の雑多な諸法令の全面的な検討に基づいた、土地制度全体、村落社会機構、そして灌漑制度についての簡潔な整理を与えられる。

第二部は、IV 一九世紀エジプト土地制度史研究——学会事情と史料紹介——、V エジプトにおける私的土地所有権の確立、という2つの論文からなり、読者は、研究史の簡潔な整理とともに、私的土地所有権の確立過程の画期をなすとされてきた19世紀半ばのいくつかの土地法の検討に基づいて、エジプト社会の近代化に伴う私的土地所有権の確立というシェーマへの疑問を提示される。

第三部は、VI 一九世紀エジプトにおける『土地税』、VII 一九世紀中葉エジプトにおけるさまざまな土地範疇——リズカ地について——、VIII 一九世紀中葉エジプトにおけるさまざまな土地範疇——都市不動産について——、という3つの論文からなる。そのうちVIIの補論として収録されている「マスムーハ地について」と題する小論とVIIIの論文が、この本のために新しく書き下ろされたものである。ここで読者は、県レベルにまで下りた農村への徴税報告書によって、徴税事情の全体的な概観を与えられた後、訴訟文書による事例研究によって、法制度上のさまざまな土地範疇にもかかわらず、実際の土地利用者とその同じ土地への権利を主張する人々との間の諸関係は、決して単純な法令による「私的土地所有権の確立」テーゼを許容するものではないことを見せつけられる。

第四部は、IX 近代エジプト農村社会研究のためのノート、X 「徴兵免除」嘆願文書にみる一九世紀中葉エジプトの農村社会、XI 一八六三年公布の二勅令にみる一九世紀中葉エジプト農民の土地喪失過程、XII カフル・シュブラフル村の村方騒動——一九世紀エジプトにおける私的土地所有権の確立とイズバ農民——、の4論文からなる。こうして読者は、まずは視角を変えた研究史の整理によって、私的土地所有権の問題は、農村社会研究として果たされるべきことを強調された後、いくつかの文書と法令の分析によって、断片的ではあるが、村落レベ

ルの農村での社会関係のいくつかの側面——家族関係、村落構造、階層分化、地域的差異、など——を提示され、具体的な社会関係、とりわけ「直接耕作者たる農民の境遇」(iv ページ)の分析こそが、「私的土地所有権の確立」過程研究の内容たるべきことを強調されるのである。

以上の内容紹介からもわかるように、本書は、高度に実証史的なスタイルの研究であると同時に、方法的にも極めて自覚的である。私的土地所有権へのこだわりは、単に研究史からの要請だけではなく、個人、あるいは私なるものに視点をすえて社会を見つめる、という著者の思想的立場からきている。論文IXにはこの点が明確に出ている。このような姿勢に評者は強い共感を覚える。そして同時に、特殊な地域の個別的な歴史の中に、普遍的なものである主体的な個人の営みを探ろうとするこのような姿勢こそ、日本の戦後歴史学の最も健全な部分を受け継ぎ、同時にエジプトの民族主義史学の最先端と響き合うもののようにも思える。

とはいえ、著者は、個人的なものから出発することを宣言するだけであって、それが集団的なものとの関連でどのような限定を受けるのかという点については、何らかの理論的仮説を用意しているわけではない。そこで、本書をエジプト史全体のより広い文脈の中で読むならば、次のような疑問が生じて来る。本書の主題となった「私的土地所有」なるものが、19世紀始めまでの「伝統的な」イスラム的土地国有とナセル以後のアラブ社会主義的土地国有(?)との間にある、「近代的」私的土地所有の初期のもの、と位置付けられるとすれば、いったいエジプトにおける私的なもの、個人的なもの、の歴史的展開をどのように考えればよいのか、と。サーダート以来のインフィターハ政策=19世紀中葉のバンカーとパシャの時代の再来と言われて久しい。最近盛んになった中東、アラブにおける市民社会、といった問題設定との交流も考えるならば、現代をも視野に入れた、19世紀エジプト史の問い直しが必要な時に来ているように思う。いわゆる原理主義のように一見復古的なものの中に、私的なものを見いだすことができるか。営業、所有の自由化のような、すぐれて近代的なものの中に、むしろ私的なものを押しつぶす契機を見ることができないか。逆説的な現代エジプトの状況は、このような議論をすでに出している(貧しさゆえに労働し、セクハラなどからの防衛としてヘジャーブを被る、など)。

そもそもイスラム的土地国有と言われるものの中に私的な契機を見いだすことができるのかできないのか。できるとすれば、どの程度のものなのか。イスラム的社会の中身も、さらに私的なものと、共同=公的なものとの絡み合いにおいて理解しなければならぬのではないか。そもそもイスラムの原理における私的なもの、の在り方じたいが問われているのではないか(「意外に近代的なイスラム」論など)。こういった問いへの答えは本書では見いだせない。読者は、予断を排すべく周到に陳列された具体的史料を前に、ひたすら考え込むのみである。そのような仕事は、歴史社会学者にあるいは著者の今後の課題として残されているのであろう。(なお、『創文』348号、1993年10月、に掲載された栗田禎子氏の優れた書評に対して、同誌351号、1994年1・2月、に掲載された著者のエッセイ「『エジプトのテロ事情』——歴史学的創造力」をぜひ参照されたい。)

[岡野内 正]